（国際連携専攻に係る教員数）

第四十条　国際連携専攻を置く研究科に係る必要な教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。

［条を削る。］

第四十二条・第四十三条　［略］

［条を削る。］

（段階的整備）

第四十六条　新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第五条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　教育研究実施組織等（第四条―第五条の二） 第三章　教育課程（第六条―第十条） 第四章　課程の修了要件等（第十一条―第十六条） 第五章～第十章　［略］ 附則 （趣旨） **第一条**　［略］ 2　［略］ 3　専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。 **第二章**　教育研究実施組織等 （教育研究実施組織等） **第四条**　専門職大学院は、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。	目次 第一章　［同上］ 第二章　教員組織（第四条・第五条） 第三章　教育課程（第六条―第十一条） 第四章　課程の修了要件等（第十二条―第十六条） 第五章～第十章　［同上］ 附則 （趣旨） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。 **第二章**　教員組織 （教員組織） **第四条**　専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条　国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

（事務組織）

第四十二条　大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。

第四十二条の二・第四十二条の三　［同上］

（研修の機会等）

第四十三条　大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

（段階的整備）

第四十六条　新たに大学院及び研究科等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。